

CITY OF KASUMIGAUURA

人と自然が寄り添い

未来へ紡ぐ

湖山の郷

かすみがうら

# かすみがうら市 環境基本計画

令和5年度～令和14年度

【 概要版 】



令和5年3月

かすみがうら市

## ◆計画の位置づけと役割

本計画は、市環境基本条例と環境基本法に基づき、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針を定め、豊かな自然を守り、市民の生活環境を向上させていくために策定するものです。

地球温暖化が原因で引き起こされる気温の上昇や大雨の頻度の増加、それに伴う農作物の品質低下や熱中症リスクの増加など、気候変動によると思われる影響が全国各地で生じており、本市にも現れています。

そのため、地球温暖化の要因である温室効果ガスの排出を削減する対策（緩和策）に加え、気候変動の影響による被害の回避・軽減対策（適応策）に取り組んでいく必要があります。このことから、気候変動適応法第12条に基づき、本計画では、「かすみがうら市気候変動適応計画」も併せて策定します。

更には、本市内のすばらしい環境を守り、生物多様性を保全していくため、生物多様性基本法第13条に基づき、本計画にて「かすみがうら市生物多様性地域戦略」を加味した計画としても策定することとしました。

市、市民、事業者及び滞在者の各主体が一体となって、協働で目標に向かって取り組みを実践し、本市のすばらしい環境を保全していくため、それぞれの役割と、環境の保全に関する取り組みを示し、主体的な行動を促進します。

## ◆計画の対象範囲

本計画で対象とする環境の範囲は、かすみがうら市環境基本条例に係る環境全般を対象とし、分野構成は、対象とする範囲から環境要素を抽出し、以下のとおりとします。

自然環境の保全	生活環境の保全	循環型社会の形成	環境保全活動の推進
<ul style="list-style-type: none"> <li>・生物多様性（動植物）</li> <li>・農地</li> <li>・水辺（霞ヶ浦流域）</li> <li>・里地・里山</li> <li>・自然公園・緑地</li> <li>・歴史・文化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大気環境（大気、悪臭、騒音・振動）</li> <li>・水環境（河川、湖沼）</li> <li>・土壌・地下水・化学物質</li> <li>・防災のレジリエンス</li> <li>・環境美化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・循環型社会</li> <li>・不法投棄</li> <li>・地球温暖化対策</li> <li>・気候変動適応策</li> <li>・再生可能エネルギー</li> <li>・ゼロカーボンシティ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域美化活動</li> <li>・子どもたちの環境教育</li> <li>・環境学習</li> <li>・環境保全活動</li> <li>・外来生物への対応</li> <li>・地域協働</li> </ul>

## ◆計画の期間

本計画の期間は、令和5（2023）年度から令和14（2032）年度までの10年間とします。

なお、環境の変化や環境を取り巻く社会情勢の変化に伴い、必要に応じて計画の見直しを行います。

## ◆計画の推進主体

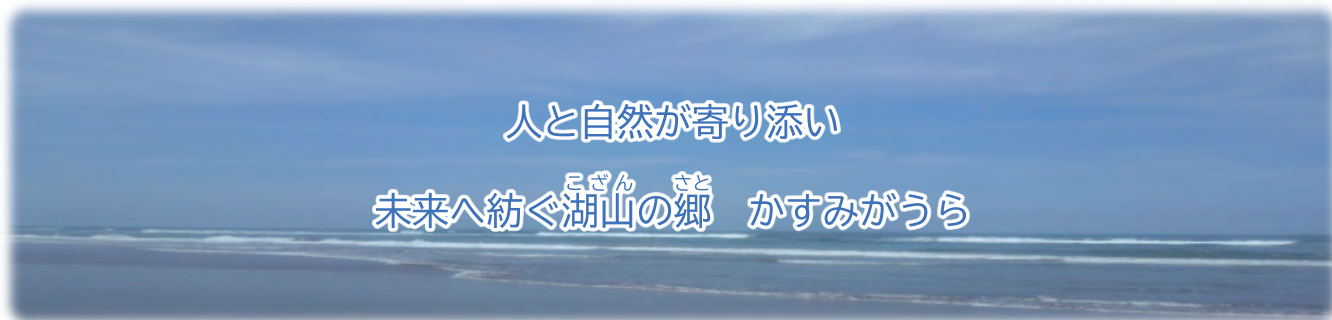
本計画の推進主体は、市、市民、事業者、滞在者とします。

それぞれの役割を認識し、日常生活や事業活動を見直し“協働”、“連携”しながら取り組むことを基本とします。

市	市民	事業者	滞在者
<p>環境への負荷の少ない事業の実施に努め、豊かな自然と人が共存する持続可能なまちづくりを進めていきます。また、国が示した温室効果ガス削減目標に沿った取組を推進し、2050 ゼロカーボンシティに向けて国、県及び地方公共団体と連携・協力し、市民一体となって達成を目指していきます。</p>	<p>市民は、日常生活において、良好な「水質の保全」、「廃棄物の減量」、「騒音の発生防止」その他「環境への負荷の低減」に努めると共に、環境の保全等に自ら努め、市が実施する環境等に関する施策へ積極的に参加します。また、生活の中での省エネや気候変動への適応について、市の施策に応じて実行します。</p>	<p>事業者は、その事業活動を行うにあたっては、「公害を防止する」と共に、環境の保全等に自ら努め、事業における温室効果ガス削減と省エネの両輪を意識した行動に努めます。</p> <p>また、市が実施する環境の保全等に関する協力をはじめ、地域における環境保全活動へ積極的に参加します。</p>	<p>滞在者は、滞在中の環境への負荷の低減や良好な環境の保全に努めるとともに、市が実施する環境保全に関する施策へ積極的に協力します。</p>

## ◆本市の望ましい環境将来像

「かすみがうら市環境基本条例」に掲げた基本理念の実現に向けた最も基本的な目標を、本市の望ましい環境将来像として次のように定めます。



本市は、温暖な気候で南部には面積が日本第二位の霞ヶ浦があり、水資源やワカサギなどの水産資源、霞ヶ浦（西浦）周辺でのレンコン栽培などの農業、周辺に整備されたサイクリングロードなどの観光資源が活用されています。

北部は筑波山地の南端部をしめる四季豊かな里山を有し、筑波山の採石場跡地を自然との触れ合いの場として整備した「雪入ふれあいの里公園」など、多種多様な自然環境から多くの恵みを受けています。

私たちはこれらの豊かな自然環境を守り、これから先の世代へ残していく責任があります。環境と調和し、一人ひとりが環境と向き合い、よりよい環境を創造していきます。

## ◆基本目標

環境を保全していくためには、市、市民、事業者及び滞在者の各主体が一体となって、公平な役割分担のもと、それぞれの立場で自主的かつ積極的に取り組むことが大切です。本市の望ましい環境将来像の実現を目指し、以下の4つを基本目標として、推進していきます。

自然環境の保全	生活環境の保全	循環型社会の形成	環境保全活動の推進
「自然と共に歩むまち」	「環境にやさしく暮らすまち」	「地球と共生できるまち」	「一人ひとりが環境と向き合うまち」
<p>本市の自然環境は、生物多様性を育み、農林水産などの営みを支え、市民の憩いの場を提供してくれるなど、豊かな恵みを生み出しています。</p> <p>将来にわたってこの恵みを享受できるように、自然環境の維持と向上を進める『自然と共に歩むまち』を目指します。</p>	<p>私たちの身近にある、大気汚染や水質汚濁、不法投棄などの問題は、快適な生活環境や豊かな自然環境に悪影響を及ぼしています。きれいな空気や水、清潔で美しいまち並みを維持し、安心・安全な生活環境の保全を進め、『環境にやさしく暮らすまち』を目指します。</p>	<p>地球環境問題の多くは、私たちが環境に多大な負荷を与えてきたことが原因です。地球温暖化対策や4R、気候変動適応策を積極的に進め、カーボンニュートラル社会を実現していくため持続可能な開発目標(SDGs)を遂行し『地球と共生できるまち』を目指します。</p>	<p>快適な環境づくりをしていくため、私たち一人ひとりが環境への配慮や改善すべき行動をしていくことが求められています。環境の保全と創造に積極的に取り組むために、正しい知識の下での環境活動を進め、『一人ひとりが環境と向き合うまち』を目指します。</p>



## ◆環境施策の体系

現況と課題を整理して体系化した分野別基本目標と、これらを達成するための施策の方向及び内容、実現に向けたリーディングプロジェクトを以下に示します。

環境将来像	基本目標	施策の方向
<p>人と自然が寄り添い 未来へ紡ぐ湖山の郷 かすみがうら</p> <p>こげん さと</p>	<p style="text-align: center;"><b>自然環境の保全</b></p> 	<p>1.1 生きもののことを考え、共存を目指して行動しよう</p> <p>1.2 豊かな農地と貴重な森林を守っていこう</p> <p>1.3 親しみやすい水辺を作っていこう</p> <p>1.4 自然・歴史・文化をつないでかすみがうらの魅力を引きだそう</p>
	<p style="text-align: center;"><b>生活環境の保全</b></p> 	<p>2.1 こちよい風を感じる空間を作っていこう</p> <p>2.2 水がきれいなまちを目指していこう</p> <p>2.3 安心・安全のために、正しい知識を持って行動しよう</p> <p>2.4 環境美化意識を高め、きれいなまちを作っていこう</p>
	<p style="text-align: center;"><b>循環型社会の形成</b></p> 	<p>3.1 一步踏み込んだ地球温暖化対策及び気候変動適応策を進めていこう</p> <p>3.2 SDGs 達成に向けたアクションを進めカーボンニュートラル社会を目指そう</p>
	<p style="text-align: center;"><b>環境保全活動の推進</b></p> 	<p>4.1 大人も子どももみんなで環境について学んでいこう</p> <p>4.2 誰でも気軽に環境保全活動ができるようにしましょう</p>

施策の内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆生物の生息情報の共有</li> <li>◆生物の生息環境の保全</li> <li>◆農地の保全</li> <li>◆森林の保全</li> <li>◆農地・森林の活用</li> <li>◆自然に近い水辺の保全</li> <li>◆恵まれた水辺の利活用</li> <li>◆自然を活かした公園等の整備</li> <li>◆文化遺産の保護・保全</li> <li>◆エコツーリズムの活性化</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆大気環境の保全</li> <li>◆悪臭対策</li> <li>◆騒音・振動対策</li> <li>◆水環境の監視・調査</li> <li>◆川を汚さないための対策</li> <li>◆土壌・地下水汚染対策</li> <li>◆有害化学物質の排出防止対策</li> <li>◆放射性物質による環境汚染対策</li> <li>◆環境美化意識の普及・啓発</li> <li>◆きれいなまちづくりの推進</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆CO<sub>2</sub>削減のための取組の推進</li> <li>◆地球にやさしいエネルギー利用の推進</li> <li>◆地球温暖化及び気候変動に関する情報収集や適応策の推進</li> <li>◆SDGs 達成に向けた取組の推進</li> <li>◆ごみ減量化の推進 (Reduce(リデュース))</li> <li>◆再使用の推進 (Reuse(リユース))</li> <li>◆再資源化の推進 (Recycle(リサイクル))</li> <li>◆発生回避の推進(Refuse(リフューズ))</li> <li>◆地域循環共生の推進</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆環境教育と学習の推進</li> <li>◆市民が一体となった取組の推進</li> <li>◆環境情報の収集及び提供</li> <li>◆環境保全活動の普及・啓発</li> <li>◆環境保全活動リーダーの確保</li> <li>◆環境保全活動の支援</li> </ul>

リーディングプロジェクト
<p>1 「自然との共生へ！ きれいなまちづくり」</p> <p>生物多様性を育み、農林水産などの営みを支え、将来にわたってこの恵みを楽しむように、自然環境の維持と向上を進めます。</p>
<p>2 「よりよい環境へ！ CO<sub>2</sub>を減らそう」</p> <p>きれいな空気や水、清潔で美しいまち並みを維持し、安心・安全な生活環境の保全を進めます。</p>
<p>3 「地域循環共生へ！ SDGs を進めよう」</p> <p>地球温暖化対策や4 R、気候変動適応策を積極的に進め、地域循環共生圏の推進とカーボンニュートラル社会を実現していきます。</p>
<p>4 「環境保全推進へ！ みんなで行う環境づくり」</p> <p>私たち一人ひとりが環境への配慮や改善すべき行動をしていくことが求められています。環境の保全と創造に積極的に取り組んでいきます。</p>
<p>5 「気候変動適応へ！ まちも人も備えよう」</p> <p>世界的にも問題となっている、気候変動問題へ適応していくため、温室効果ガス排出の緩和と気候変動による影響に備えていきます。</p>

・地域気候変動適応計画  
 ・生物多様性地域戦略  
 ・地域循環共生圏登録

# ◆かすみがうら市地域気候変動適応計画

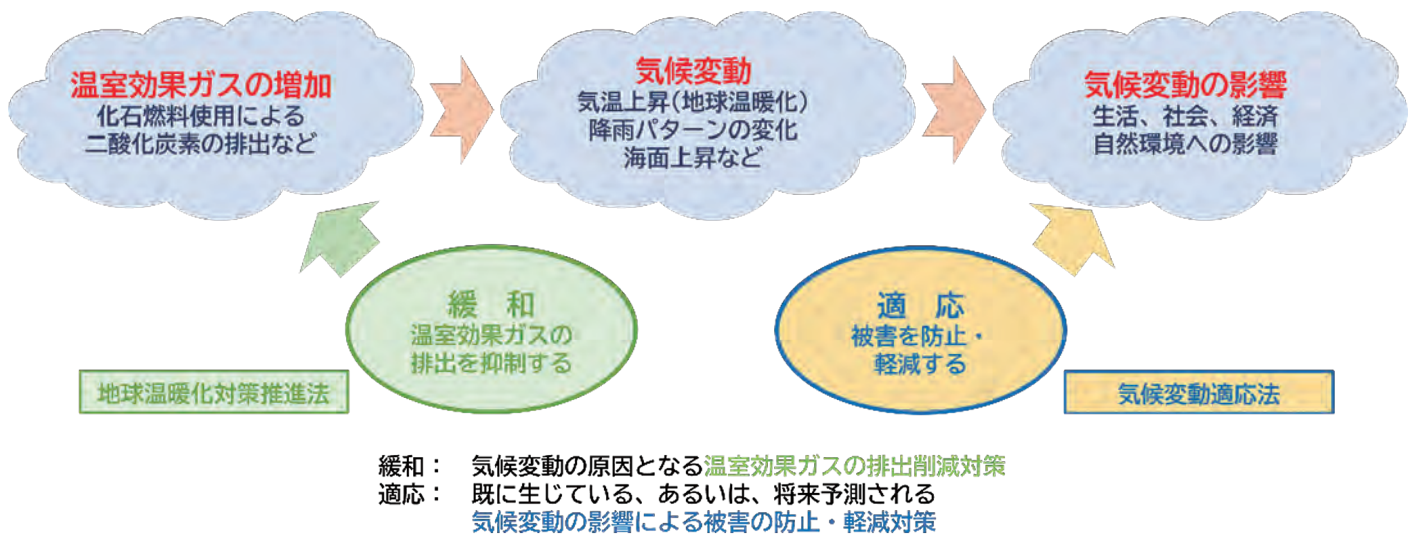
## <かすみがうら市地域気候変動適応計画策定の背景と目的>

近年全国各地で、気温の上昇、大雨の頻度の増加、それに伴う農作物の品質低下や熱中症リスクの増加など、気候変動によると思われる影響があらわれ、その影響は本市にも現れています。その要因となる地球温暖化に対して温室効果ガスの排出量を削減する緩和策を推進する事に加え、気候変動の影響による被害の回避・軽減の為の適応策に取り組んでいく必要があります。

平成30（2018）年10月、国連IPCC（気候変動に関する政府間パネル）「1.5℃特別報告書」において、「気温上昇を約1.5℃に抑えるためには、令和12（2030）年までに平成22（2010）年比で世界全体のCO<sub>2</sub>排出量を約45%削減することが必要」という知見が示されています。また、国連気候変動枠組条約第26回締約国会議（COP26）のグラスゴー気候合意では、「気候変動及び生物多様性の損失という相互に結びついた世界全体の危機、自然及び生態系の保護、保全及び回復、が気候変動への適応及び緩和のための利益をもたらすにあたり重要な役割を果たす」と述べられました。

国内では2018年6月に、気候変動適応の法的位置づけを明確にし、関係者が一丸となって一層強力で推進していくべく「気候変動適応法」が成立し、同年12月1日に施行されています。

気候変動の影響は地域特性によって大きく異なり、その理由から、地域特性を熟知した地方公共団体が主体となり、地域の実状を含んだ施策を、計画に基づいて推進することが重要です。



緩和と適応のイメージ【出典：令和元年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書（一部修正）】

## <かすみがうら市で対策を進めるべき分野(一部抜粋)>

かすみがうら市の地域特性を考慮して気候変動への適応を進めていくにあたって、国の気候変動影響評価手法を踏襲しつつ、以下の2つの観点から、本市が今後重点的に取り組む分野・項目を選定しました。

- (1) 国の「日本における気候変動による影響の評価に関する報告と今後の課題」において、「重大性」、「緊急性」、「確信度」が特に大きい、あるいは高いと評価されており、本市に存在する項目。
- (2) 本市において、気候変動によると考えられる影響が既に生じている、あるいは本市の地域特性を踏まえて重要と考えられる分野・項目。

# かすみがうら市の気候変動における重点項目

気候変動に適するまちづくり

農業・林業・水産業

自然環境・水資源・生態系・防災

産業・健康・生活



## 1 農業・林業・水産業(水稲、野菜、病害虫・雑草、水産)

水 稲

栽培管理の高度化や管理方法の変更(水や施肥の最適化)、高温耐性のある品種の導入など

野 菜

栽培管理の高度化や管理方法の変更(水や施肥管理の徹底・最適化)、露地・施設野菜など

病害虫・雑草

広域的な情報と知見、事例の収集による予防措置等の指導など

水産

温暖化による水温上昇、住宅地等からの流入水等の要因について注意喚起や対策等の指導

## 2 水環境・水資源

湖 沼

湖沼の水質汚濁の監視。(長期モニタリングを実施し変容を監視)

河 川

河川の水質汚濁の監視。(長期モニタリングを実施し変容を監視)

## 3 自然生態系

自然林・二次林

動植物全体の生態系を継続的にモニタリングし、適宜有効な保全対策を推進

里地、里山生態系

多くの人たちが協働できる環境保全の「しくみ作り」を推進

野生鳥獣

市域の生物多様性の把握及び保全と外来種等による影響の抑止など

## 4 自然災害

洪 水

防災計画の啓発推進や、防災行政無線などを活用した、情報発信力の強化など

土石流・地すべり

盛土行為へ適切な対応や、防災士の人材育成と普及啓発など

強 風

精度の高い天候予測等の情報収集と迅速な情報発信など

## 5 健康

熱中症・死亡リスク等

熱中症予防や高温環境下での注意点の周知や、重症度による対応を訓練に取り入れるなど

節 足 動物  
媒介感染症・他

国や県の関係機関と連携しながら、感染症の発生動向を注視し、感染症発生時の速やかな注意喚起及び普及啓発など

## 6 産業・経済活動

産業・経済活動

産業・経済活動を気候変動への適応策として事業所と貢献し、社会、環境、経済の強靱化

## 7 国民生活・都市生活

水道、交通等

防災レジリエンスを組み込んだ公共施設の ZEB 推進や、ゼロカーボンシティの実現など

## <計画の推進体制と進行管理>

### 1. 計画の推進体制

#### 1 かすみがうら市環境審議会

本計画の進行管理や環境施策に関して、公正かつ専門的な立場から審議を行う「かすみがうら市環境審議会」において、必要に応じて計画の見直しや課題、取り組み方針等について提言等を行います。

#### 2 各種計画の策定委員会

環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、各種計画の策定・改定においては、市で選定した、環境省環境カウンセラー、茨城県環境アドバイザー、市内の事業所、茨城県地球温暖化防止活動推進員、気候変動に関する専門家など、環境に係る専門家で委員会を構成し、さまざまな角度から検討を行います。

#### 3 国・県・他市町村等

本計画を推進する上で、広域的課題や地球環境問題等への対応については、国や県及び他市町村と協力・連携を図りながら、広域的な視点からの取り組みを推進します。

### 2. 計画の進行管理

本計画に基づく施策等の進行管理は、計画（Plan）、実施（Do）、点検（Check）、見直し（Action）という環境管理システムの仕組みに基づき実施し、継続的な改善を図っていきます。

